

平成23年 3月30日 文部科学大臣届出  
平成23年 6月27日 一部変更  
平成23年12月28日 一部変更

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置

① 学士課程における教育の成果に関する具体的措置

- 出口到達度を保証するため、教育の3方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）の整合性を確認しながら、方針に沿った体系的な教育課程の整備を推進する。
- 大学での学びとキャリア形成に関して、新入生セミナーの中で全学共通実施するとともに、関連科目の充実を図る。
- 4年一貫キャリア教育の推進を図るため、全学のキャリア教育関連科目を見える化する。
- 基盤教育については、全学実施体制の中心となる基盤教育センターを設置し、その企画・運営活動を積極的に展開する。
- 教育の3方針に貫かれた体系的な教育課程の整備を推進し学内外に公開するとともに、方針に沿った確実な教育を実施する。
- 昨年度先行して作成した専門教育におけるカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップ（到達目標の確認マトリックス）の内容を充実させるとともに、基盤教育におけるカリキュラム・ツリーの作成に着手する。
- 修得した能力に応じた職業選択を支援する後期キャリア教育の強化策について、可能なものから実施する。
- 学生の学習ポートフォリオについて全学的な導入（試行）を検討する。

② 学士課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置

- 高校教員・高校生等の意見を聴取し、22年度の改善効果を検証するとともに、さらに分かりやすいアドミッション・ポリシーになるよう改善を行う。
- 新たな入試科目に対応したアドミッション・ポリシーの見直しを開始する。
- 入学前教育を含めたリメディアル教育の実施状況を点検し、必要に応じ実施体制の見直しを行う。
- 陽東キャンパスで試行的に開設した学習相談室の結果を踏まえ、峰キャンパスでの開設を検討する。

③ 学士課程の教育課程に関する具体的措置

- あらたに導入した“基盤教育”に関し、全学担当体制の確実な実施を図る。
- 基盤教育の開講科目について、見直しと充実を図る。
- 21年度から開始した新共通英語教育プログラムを継続して実施するとともに、内容を点検し、必要に応じて見直す。
- 大学での学びとキャリア形成に関して、新入生セミナーの中で全学共通実施するとともに、関連科目の充実を図る。
- 昨年度先行して作成した専門教育におけるカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップの内容を充実させるとともに、基盤教育におけるカリキュラム・ツリーの作成に着手する。
- 修得した能力に応じた職業選択を支援する後期キャリア教育の強化策について、可能なものから実施する。
- 全学で開講される環境問題関連の講義をリストアップして整理し、学生の視点からのコメントも加えて見える化する。
- 専門科目や他分野科目の修得を容易にするため、コースナンバリング制の導入について検討し授業科目体系を整備する。

④ 学士課程の教育方法に関する具体的措置

- 昨年度先行して作成した専門教育におけるカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップの内容を充実させるとともに、基盤教育におけるカリキュラム・ツリーの作成に着手する。
- カリキュラム・マップにより、ディプロマ・ポリシーに対応した個々の授業科目が適切に配置されているかの確認を引き続き行いカリキュラムを充実する。
- 入学前教育を含めたリメディアル教育の実施状況を点検し、必要に応じ実施体制の見直し

- しを行う。
  - 基盤教育において TESOL 有資格教員と Native 教員による実践的な英語教育を継続して実施するとともに、内容を点検し必要に応じ見直す。
  - 留学を推進するため、学生が求める情報や支援策を点検するとともに、必要に応じた支援策の見直しを行う。
  - 国際連携実習など学生主体の国際連携教育活動を引き続き支援する。
  - 引き続き、インターンシップを拡充するため地域の経済団体等との協力を強化し、企業等の受入先の充実を図る。
  - 全学共通のキャリア創造科目の授業において、企業人等実務経験者をゲストスピーカーに招く他、グループワーク、演習、インタビュー等の多様な手法を工夫して授業を展開する。
  - 講義の中で環境関連科目をリストアップして提示する。
  - 学務部と協働する課外活動団体等の環境改善活動を支援し、環境教育・環境マインドの育成を推進する。
- ⑤ 学士課程の成績評価に関する具体的措置
- 各教科の達成目標と成績評価基準を点検し、シラバスの内容を全学的に充実させる。
  - 成績評価基準に従った成績評価を引き続き実施し、評価結果の点検を行う。
  - 定期試験の解答例公開や答案返却の実施状況を把握する。
  - 成績評価の厳格化・透明化を図るため、科目ごとの評点分布を教員間で共有し、その結果を学科等で検討する。
  - ディプロマ・ポリシーに対応した総合達成度評価に対する学内の先行例を公開し、各学部等での具体化を推進する。
- ⑥ 大学院課程における教育の成果に関する具体的措置
- 各研究科で3方針の策定を行うとともに、教育プログラムシラバスの作成に着手する。
  - 各研究科で入学から修了までの各学期の位置づけを定め、ロードマップを作成する。
  - 学生が主体的に実施する国際シンポジウムなどを引き続き支援するとともに、さらに広範な分野でのワークショップ、シンポジウム、プロジェクトなどの充実や経済的サポートを積極的に行う。
- ⑦ 大学院課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置
- 受験者に聴取し、それぞれの入試区分での受験の改善策を検討する。
  - 長期履修制度を利用する学生に聴取し、その改善策を検討する。
  - 志願者の準備指針となるよう、具体的で分かりやすいアドミッション・ポリシーを公開する。
  - 講義科目等の紹介も含む英文ホームページを作成し、より効果的な広報活動を実施する。
  - 志願者の動向に合わせて、英文以外の言語のホームページ作成を検討する。
- ⑧ 大学院課程の教育課程に関する具体的措置
- 各研究科で入学から修了までの各学期の位置づけを定め、ロードマップを作成する。
  - コースワークとリサーチワークを有機的に結び付けたカリキュラム体系を試作する。
  - リテラシー科目と専門科目の分類について引き続き検討してカリキュラム体系に位置づけ、先行する研究科や専攻で具体的実施を進める。
  - シラバスに、リテラシー科目・専門科目の分類、学士課程の関連授業科目等を記載し、内容の充実を図る。
  - 資格・免許取得に対するニーズの調査を引き続き実施する。
  - 複数教員指導体制の現状と問題点等を踏まえ、整備と実質化を推進する。
- ⑨ 大学院課程の教育方法に関する具体的措置
- 3方針の中でPBL教育の位置づけを明確にし、PBL教育の具体的な実施案を作成する。
  - 現行の学生表彰制度（学長表彰）に研究科長表彰を加え、学生の修学（研究）を奨励・促進させる一助とする。
  - 引き続き、外部機関と連携しインターンシップ先の確保と大学院生への周知を図る。
  - 学生が主体的に実施する国際シンポジウムなどの国際連携教育活動を引き続き支援する。
  - 昨年度に締結した東フィンランド大学とのダブル・ディグリー・プログラムの実質化を図るとともに、他の協定校とのダブル・ディグリー・プログラム拡大の可能性を検討する。
  - 海外の卓越した大学での研究活動経験を助成するシステムを構築する。

- ⑩ 大学院課程の成績評価に関する具体的措置
  - シラバスにおける単位認定及び成績評価の具体的基準の明確化をさらに進める。
  - 先行する専攻等の例を参考に、論文審査における具体的な判断基準等の作成を開始する。
  - ポイント制等による活動内容の評価について、先行する専攻等で具体案を作成する。
- ⑪ 教育方法の改善に関する具体的措置
  - 全学・学部による企画型FD活動を引き続き継続する。
  - プログラム単位ごとに3方針に沿う教育に向けた見直しを進め、教育改善に対する意識を高める。
  - 授業評価の項目について検討する。教員が評価結果を活用しやすい環境について検討を行う。
  - 教員相互の授業参観時の指摘に基づく授業改善や授業評価を実施する学科等に積極的な支援を行う。
- (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
  - ① 教職員等の配置に関する具体的措置
    - 可能な学科等プログラム単位等から、専門の基礎的科目を他学部・学科の学生向けに「教養科目」として開放する。
    - 出産、育児、介護時等の代替教員の確保について、学部・学科として組織的に取り組む。
  - ② 教育環境の整備に関する具体的措置
    - マスタープランに基づき、実験・実技・実習のための施設設備・備品等を戦略的に整備する。
    - 学生共用スペースについて、各学部等と連携し、学生の声も反映させながら、引き続き順次確保するとともに、具体的な整備計画を策定する。
    - 構内での無線LAN環境を、学生密度の高い場所から順次整備し始める。
    - 学生後援会と連携した課外活動団体への経済的支援、峰が丘地域貢献ファンドに基づく学生の自主的なプロジェクトの充実をさらに図る。
  - ③ 教育の質の改善のためのシステムに関する具体的措置
    - 基盤教育に関して、新設する基盤教育センターを中心に教育改善活動を積極的に展開する。
    - 学長補佐・担当理事からなる教育改革推進チームと教育企画会議の連携による、企画・提案力をさらに充実させる。
    - 全学教務委員会のリードにより、分野ごとでの教育改善の実施をさらに進める。
    - 学生や学外者が教育改善を提案するシステムをさらに充実させる。
  - ④ 内外の高等教育機関との連携に関する具体的措置
    - 近隣の大学等との連携をICTによる教育の活性化も含め引き続き進める。
    - 近隣の大学や地域の経済団体等と連携し、キャリア教育・留学生支援等をさらに充実させる。
    - 全国共同利用拠点として認定された附属農場の整備をさらに進めるとともに、附属演習林に関しても全国共同利用拠点化を図る。
    - 学術国際委員会の下、協定校等との学生交流を充実させる方策を推進する。
    - 昨年度に締結した東フィンランド大学とのダブル・ディグリー・プログラムの実質化を図る。
    - 他の協定校とのダブル・ディグリー・プログラム拡大の可能性を検討する。
- (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
  - 陽東キャンパスで試行的に開設したTAによる学習相談室の結果を踏まえ、峰キャンパスでの開設を検討する。
  - 学生共用スペースについて、各学部等と連携し、学生の声も反映させながら、引き続き順次確保するとともに、具体的な整備計画を策定する。
  - 構内での無線LAN環境を、学生密度の高い場所から順次整備し始める。
  - 教務情報データベースの骨格を再構築する。
  - 学生の視点に立った学生ポータルサイトを構築する。
  - 学生の学習ポートフォリオについて全学的な導入(試行)を検討する。
  - 学生の自主的な地域貢献プロジェクト、キャリア形成を育むための学生支援プロジェクト等について、経済的支援(学生の経済的負担の軽減)も含め積極的に支援し、学生の学習意欲と自主性を高める。

- キャリア形成を育むための学生支援プロジェクトの効果的活用について見直しを行う。
- 学務部と協働する学生による就活応援団や環境改善学生サポーターに加え、宇都宮大学生協学生委員会メンバー等とも連携し学生参加型の学生支援（ピア・サポート）を積極的に進める。
- 日常的な大学生活のケアを充実するため、学年指導教員等による面談体制や対人関係への留意事項に関し、22年度に作成した「学生サポートについてのガイドライン」をもとに相談・支援を実施する。
- ハラスメントへの対処方法等について、ハラスメント防止委員会と連携し点検・見直しを行う。
- 学生相談員の意識改革を図るとともに、スタッフディベロップメントの内容等について研修会等を実施する。
- 昨年度から独自に設けた留学生向け奨学金（増山奨学金）の選考方法等について、点検・見直しを行う。
- 日本人学生と留学生に対する授業料免除等の経済的支援方法について、点検・見直しを行う。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災により入学料及び授業料の納付が困難となった学生に対し、経済的理由により修学を断念することがないように、免除等の経済的支援に関する制度の充実を図る。
- 生活に関するガイダンスやチューター等により、留学生が必要とする情報の提供を行う。
- 昨年度に設置した国際交流スペースを活用し、留学生センターが中心となって留学生の支援を充実させる。
- キャリアカフェやキャリア相談室、キャリア Navi の活用をさらに推進するとともに、キャリアフェスティバル、合同企業説明会、各種ガイダンス及びセミナー等の活動を充実させるため、内容の点検を行う。
- 昨年度に地域の高等教育機関や経済団体と協働して設立したキャリア形成支援推進協議会との連携を進める。
- 地域ハローワーク、求人情報提供企業と連携した就職情報支援を行う。
- 未内定者の就職支援対策の充実を図る。
- 外国人留学生及び既卒者に対する就職支援についてさらに取り組む。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 目指すべき研究の水準等に関する目標の具体的措置
  - 個性化プロジェクトにおける「研究活動 PDCA サイクル」の構築を進めるとともに、科学研究費補助金等の更なる獲得に向け、部局での取組を強化する。
  - 個性化プロジェクトの中間評価を行うとともに、若手萌芽的研究の応募資格等を見直す。
  - 地域産学官連携共同研究拠点（光融合技術イノベーションセンター）の活動を推進する。
  - 光学分野の教育研究拠点形成を継続して推進するとともに、光学分野以外においても、拠点形成の芽となる研究を推進する。
- ② 成果の社会への還元に関する目標の具体的措置
  - 企業交流会の開催、研究シーズ集の充実、ホームページの更新等を進め、研究成果の社会への公表を推進する。
  - 金融機関や自治体等の職員をコーディネータに依嘱し、地域企業からのニーズの把握に努め、学内に周知する。
  - 地域連携協議会等で把握した地域の抱える課題について、引き続き自治体と連携し、解決に取り組む。
  - 地域共生研究開発センターのホームページを更新するとともに、研究成果を企業交流会等で展示するなどにより、広く社会に公開する。
- ③ 研究の水準・成果の検証に関する具体的措置
  - 基盤的研究の研究水準・成果の検証に必要な指標案を部局と連携し策定する。
  - 国際競争力の高い学術誌への論文掲載実績を有するなど研究ポテンシャルの高い研究者の研究プロセスを調査・分析し、その結果を共有する。

### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 基盤的研究の戦略的支援として、各部局長がそれぞれの研究実態を踏まえた効果的な資金配分を行う仕組みを整備する。
- 個性化プロジェクト及び若手萌芽的研究プロジェクトへの支援を継続し、若手萌芽的研究プロジェクトについては、支援対象の重点化を図る。

- 学内予算において、部局長戦略経費を新たに創設し、各学部等の特性に応じて、研究支援者を確保することなどにより、研究水準の向上及び外部資金獲得に努める。
- 既存施設の有効活用計画を策定し、研究スペースの戦略的配分を行うための準備を進める。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- UUプラザを通して、大学の教育研究や入試情報を広く社会に公開するとともに、コミュニケーションの場を通して学生や同窓会、地域社会と協力関係を構築する。
- 地域連携協議会を通して、引き続き地域が抱える問題の収集に努め、地域別懇談会などを開催して地域との連携強化を図る。
- 地域との連携を強化することにより、地域産学官連携共同研究拠点（光融合技術イノベーションセンター）の活動を推進し、産業界に貢献する。
- 「大学コンソーシアムとちぎ」の産学官連携サテライトオフィス事業委員会との連携により産学官連携事業を推進する。
- 栃木県教育委員会とも連携しつつ、高大連携や SPP 事業等を継続して実施し地域の教育力の向上に積極的に貢献する。

#### (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 学生が主体的に実施する国際シンポジウムなどの国際連携教育活動を引き続き支援する。
- 昨年度に締結した東フィンランド大学とのダブル・ディグリー・プログラムの実質化を図るとともに、他の協定校とのダブル・ディグリー・プログラム拡大の可能性を検討する。
- 海外の卓越した大学での研究活動経験を助成するシステムを構築する。
- 大学間交流計画に基づき、共同研究やシンポジウム等の充実、教職員、学生の教育研究交流の活発化のための具体的方策を検討する。
- 国際交流活動の支援体制の整備について検討する。
- 特定の国を対象に、同窓生ネットワーク構築を試行する。
- 留学生による学生ボランティアの組織化及び活用を引き続き行い、日本人学生との交流や地域との国際交流を促進する。
- 引き続き地域の国際理解・課題解決に協力するため、地域との国際交流を促進する。

#### (3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

[記載事項なし]

#### (4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 附属学校の連携・一貫教育の研究組織である各「系」において計画した大学教員との共同研究の内容・方法を検討し、実施に向けた準備を行う。
- 実務家教員と協働により「教育実践推進室」及び「教育実践運営委員会」との連携方法を検討し、教員養成における協力体制を見直す。
- 引き続き附属学校園としての先進的・先導的な役割を果たし公立学校のニーズに応えるため、22年度に実施した校内研修や公開研究発表会の成果を検討し、研修体制や公開研究発表会の改善・充実を図る。
- 栃木県教育委員会及び各市町教育委員会との連携のもと、公立学校や教育委員会等の各種研修等において積極的に指導的役割を果たし、地域の教育力向上に資する。
- 特別に支援を要する子どもの課題解決に向けて、「四附属特別支援教育推進委員会」を中心とした附属学校園間の連携のあり方を検討するとともに、子どもたちの教育の充実を目的とした共同研究を計画する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 教育の質の保証、社会のニーズ等を踏まえ、教育研究組織の見直しを順次進める。
- 人材需給見通しの動向を勘案し、入学定員や教育研究組織の見直しを順次進める。
- 役員、部局長のガバナンスの在り方を検討する。
- 学内委員会等の整理と運営の見直しを順次進める。
- 学内委員会等の設置目的に応じて、教員と事務職員の適切な委員構成に努める。
- 関係法令の趣旨の周知を図るとともに、経営協議会外部委員の意見を踏まえた会議運営に努める。
- 構成員に対して、会議内容を分かり易くかつ迅速に周知する。

- 学長からの構成員への情報発信及び意見聴取を効果的に行う。
  - 学長の経営方針及び重点施策を分かりやすいリーフレットに取りまとめ、構成員に周知する。
  - 事務職員等人事評価制度に基づく評価等を実施する。
  - 柔軟で多様な人事制度を構築する。
  - 女性教員採用の増加に努めるとともに、外国人教員採用の在り方を検討する。
  - 「事務職員の当面の人材育成について」に基づく体系的な研修を行う。
- 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
- 事務組織のより一層の合理化かつ効率化を図るとともに、業務の確実性及び迅速化のための各業務の点検マニュアルを策定する。
- III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
- 学内予算において、部局長戦略経費を新たに創設し、外部資金獲得のためのインセンティブを確保するとともに、その結果を来年度学内予算に反映する。
  - 企業交流会等のイベントでの展示や資料の配付等による研究成果の公開を進める。
- 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
- (1) 人件費の削減を達成するための措置
- 総人件費改革に基づく平成23年度分の削減計画を着実に実施する。
- (2) 人件費以外の経費の削減を達成するための措置
- 各種諸経費の削減状況の「見える化」を図るため、引き続きわかりやすい予算編成を行うとともに、削減計画を策定する。
  - 大学の予算及び決算にかかる分かりやすい資料を作成し、学内ホームページ等を通じて、構成員及び地域社会に周知する。
  - 一般管理費予算額を前年度比1%減額する。
  - 経営の効率化の観点から、業務の整理を行うとともに、業務の外部委託を検討し、計画策定に着手する。
  - 随意契約の縮減及び複数年契約を順次実施する。
- 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
- 余裕資金の精査を行うとともに、運用に当たっては、金融情報を定期的に把握し、リスクのないかつ有利な運用を行う。
  - 地方公共団体や地域に協力を依頼し、施設利用の広報を行うとともに、資産の利用促進を進める。
  - 既存施設の使用状況の調査・分析を踏まえ、その有効活用計画を策定する。
- IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
- 組織的且つ体系的な自己点検・評価を実施するため、効果的・合理的な全学的システムを確立する。
  - PDCA サイクルに、役員による評価、外部評価、監査等の評価を反映させる。
  - 経営協議会や外部評価、監事監査や内部監査の指摘事項については、点検・評価システムに基づき速やかに改善・公表する。
- 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置
- 「学校教育法施行規則」等の改正に伴う大学情報の発信を確実に実行するとともに、「宇都宮大学情報データベースシステム」（仮称）構築計画と整合性を図る。
  - UUプラザを通して、地域社会への大学開放及びアカウンタビリティを積極的に推進する。
  - 大学の「見える化」を図るとともに、ステークホルダーごとのニーズを収集する仕組みを構築する。
- V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
- 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
- 施設設備に係る維持保全状況を踏まえ、一定の学内財源を確保し、順次整備を行う。
  - PDCA サイクルの機能を持つ施設マネジメントシステムを構築し、キャンパスマスタープランに位置づける。

- 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
  - 安全衛生マネジメントシステムを試行的に実施し、危険リスクの回避を目指す。
  - 衛生管理者等による施設設備の巡視を実施し、構成員の安全を確保する。
- 3 情報セキュリティに関する目標を達成するための措置
  - IS027001 規格の考え方に沿ったリスク分析及び対策基準等の見直しを基に、情報セキュリティマネジメントの適正な運用を推進する。
- 4 法令遵守に関する目標を達成するための措置
  - 体系的コンプライアンス規程を整備し、法令遵守に対する意識改革に努める。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画  
別紙参照

- VII 短期借入金の限度額
- 短期借入金の限度額
    - 1 短期借入金の限度額  
1.5億円
    - 2 想定される理由  
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡する計画  
23年度計画なし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・整備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・（附中）屋内運動場改修	263	施設整備費補助金 (188)
・小規模改修		運営費交付金 (43)
・災害復旧工事		国立大学財務・ 経営センター施設費交付金 (32)

(注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

- 2 人事に関する計画
  - 柔軟で多様な人事制度を構築する。
  - 女性教員採用の増加に努めるとともに、外国人教員採用の在り方を検討する。
  - 「事務職員の当面の人材育成について」に基づく体系的な研修を行う。
    - (参考1) 平成23年度の常勤職員数626人  
外数として任期付職員数の見込みを34人とする。(現員)
    - (参考2) 平成23年度の人件費総額見込み6,315百万円(退職手当は除く)
- 3 災害復旧に関する計画  
平成23年3月に発生した東日本大震災により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに  
行う。
- 4 中期目標期間を超える債務負担  
(長期借入金)  
学生寮整備事業

単位：百万円

区 分	年 度	H 2 3
学生寮(雷鳴寮)整備事業長期借入金償還金		4

(別紙)

○予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

5 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については，教育，研究に係る業務及びその附帯業務に係る事業の財源に充てる。



(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成23年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,793
うち補正予算による追加	69
施設整備費補助金	187
うち補正予算による追加	12
補助金収入	73
国立大学財務・経営センター施設費交付金	32
自己収入	3,260
授業料, 入学金及び検定料収入	3,044
財産処分収入	0
雑収入	216
産学連携等研究費収入及び寄附金収入等	541
計	9,886
支出	
業務費	9,049
教育研究経費	9,049
うち設備災害復旧事業	44
施設整備費	219
うち施設災害復旧事業	12
補助金等	73
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	541
長期借入金償還金	4
計	9,886

※ 運営費交付金収入及び施設整備費助金収入には、平成23年度補正予算(第1号)により措置された東日本大震災により被災した施設、設備に係る災害復旧事業(内施設分12百万円、設備分26百万円)及び被災した学生等に係る授業料等免除事業(1百万円)、並びに平成23年度補正予算(第3号)により措置された東日本大震災により被災した設備に係る災害復旧事業(18百万円)及び被災した学生等に係る授業料等免除事業(24百万円)が含まれている。

また、授業料、入学金及び検定料収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

2. 収支計画

平成23年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	9,955
経常費用	9,955
業務費	9,096
教育研究経費	1,894
うち設備災害復旧事業	18
うち施設災害復旧事業	12
受託研究費等	281
役員人件費	202
教員人件費	4,796
職員人件費	1,923
一般管理費	432
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	426
臨時損失	0
収入の部	9,955
経常収益	9,955
運営費交付金収益	5,750
うち補正予算による追加	43
授業料収益	2,518
入学金収益	419
検定料収益	78
受託研究費等収益	349
補助金等収益	53
施設費収益	36
うち補正予算による追加	12
寄附金等収益	178
財務収益	3
雑益	213
資産見返運営費交付金等戻入	211
資産見返寄附金戻入	89
資産見返物品受贈額戻入	3
資産見返補助金戻入	55
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

※ 運営費交付金収益及び施設費収益には、平成23年度補正予算（第1号）により措置された東日本大震災により被災した施設、設備に係る災害復旧事業（内施設分 12 百万円、設備分 14 百万円）及び被災した学生等に係る授業料等免除事業（1 百万円）、並びに平成23年度補正予算（第3号）により措置された東日本大震災により被災した設備に係る災害復旧事業（4 百万円）及び被災した学生等に係る授業料等免除事業（24 百万円）が含まれている。

また、授業料収益、入学金収益の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

### 3. 資金計画

#### 平成23年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,820
業務活動による支出	9,445
うち設備災害復旧事業	18
うち施設災害復旧事業	12
投資活動による支出	1,209
うち設備災害復旧事業	25
財務活動による支出	5
次年度への繰越金	1,161
資金収入	11,820
業務活動による収入	9,785
運営費交付金による収入	5,793
うち補正予算による追加	69
授業料及び入学金検定料による収入	3,043
受託研究等収入	339
補助金等収入	73
寄附金収入	202
その他の収入	335
投資活動による収入	847
施設費による収入	220
うち補正予算による追加	12
その他の収入	627
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,188

※ 資金収入には、平成23年度補正予算（第1号）により措置された東日本大震災により被災した施設、設備に係る災害復旧事業（内施設分12百万円、設備分26百万円）及び被災した学生等に係る授業料等免除事業（1百万円）、並びに平成23年度補正予算（第3号）により措置された東日本大震災により被災した設備に係る災害復旧事業（設備分17百万円）及び被災した学生等に係る授業料等免除事業（24百万円）が含まれている。

また、授業料及び入学金検定料による収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

(別表) 学部の学科, 研究科の専攻等

国際学部	国際社会学科 国際文化学科	210人 (うち3年次編入学10人) 210人 (うち3年次編入学10人)	
教育学部	学校教育教員養成課程 生涯教育課程 環境教育課程 総合人間形成課程	600人 (うち教員養成600人) 35人 25人 180人	
工学部	機械システム工学科 電気電子工学科 応用化学科 建設学科 情報工学科	316人 316人 332人 280人 296人	他に3年次編入学60人
農学部	生物生産科学科 農業環境工学科 農業経済学科 森林科学科	420人 140人 160人 140人	
国際学研究科	国際社会研究専攻 国際文化研究専攻 国際交流研究専攻 国際学研究専攻	20人 (博士前期課程 20人) 20人 (博士前期課程 20人) 20人 (博士前期課程 20人) 9人 (博士後期課程 9人)	
教育学研究科	学校教育専攻 特別支援教育専攻 カリキュラム開発専攻 教科教育専攻	16人 (修士課程 16人) 10人 (修士課程 10人) 14人 (修士課程 14人) 100人 (修士課程 100人)	
工学研究科	機械知能工学専攻 電気電子システム工学専攻 物質環境化学専攻 地球環境デザイン学専攻 情報システム科学専攻 学際先端システム学専攻 システム創成工学専攻	56人 (博士前期課程 56人) 56人 (博士前期課程 56人) 58人 (博士前期課程 58人) 50人 (博士前期課程 50人) 58人 (博士前期課程 58人) 116人 (博士前期課程 116人) 90人 (博士後期課程 90人)	
農学研究科	生物生産科学専攻 農業環境工学専攻 農業経済学専攻 森林科学専攻	82人 (修士課程 82人) 24人 (修士課程 24人) 16人 (修士課程 16人) 20人 (修士課程 20人)	
附属幼稚園	160人	学級数 5	
附属小学校	720人	学級数 18	
附属中学校	480人	学級数 12	
附属特別支援学校	60人	学級数 9	